

## 令和4年度第3回岐阜県食品安全対策協議会 議事要旨

1 日時・場所：令和5年2月14日（火）13：30～15：30

2 場所：岐阜県農協会館 2階 大会議室

3 出席者

区分	団体名	役職等	氏名
学識	岐阜大学（本協議会会長）	応用生物科学部教授	矢部 富雄
経験者	（公社）岐阜県栄養士会	代表理事	後藤 美保
消費者	全岐阜県生活協同組合連合会	専務理事	佐藤 圭三
	岐阜県食生活改善推進員協議会	副会長	小藪 年枝
	岐阜県生活学校連絡協議会	書記	河野 美佐子
	消費者（公募）	—	田中 実
	消費者（公募）	—	南谷 陽介
生産者	全国農業協同組合連合会岐阜県本部	副本部長	藤塚 正和
	美濃酪農農業協同組合連合会	常務理事	西尾 正幸
	（公社）岐阜県食品衛生協会	副会長	池田 喜八郎
流通業者	（株）パローホールディングス	リスクマネジメント部 品質保証課課長	国富 直人

4 議題

第5期岐阜県食品安全行動基本計画骨子（案）について

## 5 議事要旨

### 【池上食品安全対策係長（生活衛生課）】

ただいまから、令和4年度第3回食品安全対策協議会を開催いたします。なお、本日の発言内容につきましては、議事録として記録し、公開させていただきます。後日事務局よりご確認をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

はじめに、岐阜県健康福祉部次長の渡辺よりご挨拶申し上げます。

### 【渡辺健康福祉部次長】

健康福祉部次長の渡辺と申します。日頃、皆様方には、県の食品安全行政に多大なるご理解、ご協力、そしてご尽力をいただいておりますこと、誠にありがとうございます。また本日は大変お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

本日の議題は第5期食品安全行動基本計画の骨子案ということでもあります。前回の会議におきまして、皆様からいろいろなご意見をいただきました。その中で基本目標及び3つの施策の方向「食品等の安全性の確保」、「食品に対する安心感の向上」、「将来にわたる安全な食生活の確保」につきましては、第四期を踏襲するということが概ねの方向性を提示させていただいたところでもあります。

一方で新しい課題としまして、HACCPの支援や消費者の理解を深めるための施策についてもご意見をいただいておりますので、これについても反映した内容とさせていただきます。この後担当から、詳しく説明させていただきますので、皆様それぞれのお立場の中で忌憚のないご意見をいただければと思います。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

### 【池上食品安全対策係長（生活衛生課）】

それでは資料の確認をさせていただきます。本日の資料は、次第、配席図、資料1～3、参考資料1～4となっております。不足はございませんでしょうか。

では、さっそくですが議題に入りたいと思います。以後の進行につきましては、矢部会長にお願いいたします。

### 【矢部会長】

岐阜大学の矢部です。本日は第5期食品安全行動基本計画骨子案について、議論を深めてよりよいものを作っていくしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは議題に入りたいと思います。本日の議題は、先ほど言いましたように、第5期食品安全行動基本計画骨子案についてとなっております。このことについて、事務局から説明をいただいた上で、皆様のご意見を伺いたいと思いますのでどうぞよろしくお願いいたします。それではまず、事務局から説明願います。

## 【安江食品安全推進室長（生活衛生課）】

食品安全推進室長の安江です。事務局から、第5期食品安全行動基本計画骨子案についてお話をさせていただきます。

お手元に資料1をご用意ください。資料1の左側に記載してある事項は、前回の協議会でご説明したことや、委員の皆さんからいただいたご意見をまとめております。資料1の左上をご覧ください。現行の第4期計画の目標と施策の方向です。基本目標は、「すべての県民とのコラボレーションにより、将来にわたって安全で安心な食生活ができる岐阜県の実現」です。施策は、「食品等の安全性の確保」、「食品に対する安心感の向上」、「将来にわたる安全な食生活の確保」の3つの方向に向けて展開し、計画の期間は令和元年度から5年度であり、来年3月末までの計画になります。

次に、第5期計画に向けた主な課題として私ども事務局で検討した結果ですが、

1つ目に、HACCPに沿った衛生管理についてです。食品衛生法の改正によるHACCPの義務化は、令和3年6月から完全施行となっているわけですが、残念ながら、広く定着したとは言えない状況にあります。

2つ目に、食中毒についてです。アニサキス、カンピロバクター、腸管出血性大腸菌による食中毒が多発しており、減少に転じているとは言えない状況です。

3つ目に、食品表示についてです。食品関連事業者の理解不足や誤植による違反件数は減少しておらず、横ばいの状況です。また、産地偽装については、以前よりも減少したとはいえ、あさりやうなぎの事例などの偽装が散発しています。

4つ目にリスクコミュニケーション事業です。リスクコミュニケーションを目的としたイベントの参加者数は減少しています。

これらのことは、前回の協議会でご説明し、委員の方々と共有できたものと考えています。

また、前回の協議会で委員の皆様からいただいた主なご意見として、

HACCPに沿った衛生管理が適切に行われているか、さらに踏み込んでチェックしていくべきである。

アニサキス、腸管出血性大腸菌による食中毒の予防方法や、食品等事業者のHACCPの取組みを、消費者が知らないことが多く、広く周知するべきである。

子どもたちへの啓発・教育は非常に重要であり、引き続き取り組むべきである。

健康増進法違反となる虚偽誇大広告の監視について、検討すべきである。

各種検査について、検査結果や流通状況などのデータを分析したうえで、取捨選択しながら実施するべきである。

インターネット上で食品を購入する際の留意点について、消費者教育を進めるべきである。

災害時の食品の安全性の確保について、計画に盛り込むべきである。

SDGsの推進について計画に位置付けるべきである。といったご意見をいただ

いております。その他にもご意見がありましたが、参考資料1に整理して記載しています。本日は時間が限られていますので、すべてご説明することは割愛させていただきますが、いただいたご意見については、ひとつひとつ対応を検討させていただいております。

資料1の右上をご覧ください。第5期食品安全行動基本計画の骨子案についてのご説明になります。第4期計画中、令和元年度以降については、食品の安全に関して様々な課題は残っているものの、新たに大きな問題や課題は起きていない状況です。したがって、基本目標、施策の方向については変えることなく、第4期計画のものを踏襲したいと思っております。

次に基本的施策についてです。改正食品衛生法により、令和3年6月からHACCPに沿った衛生管理の導入が義務化されたことに伴い、基本的施策の「自主衛生管理の推進」を「HACCPの取組みの推進」に変更したいと考えています。

次に重点施策についてです。県として特に力を入れる施策を重点施策として取り組んでいきます。食品の安全に関し、広く網羅した計画になっていますので、状況を見ながらメリハリを持って施策を展開していくうえで、重点施策を定めることは重要だと考えています。昨年度の協議会で「重点施策が多すぎる」とのご意見をいただいたこともあり、厳選し、今回は「コンプライアンスの周知啓発の推進」、「HACCPの適正運用の推進」、「食中毒対策」、「食品表示対策」、「双方向のリスクコミュニケーション」、「学校等における食品安全教育の推進」の6つを重点施策として取り組んでいきたいと考えています。

第4期計画では、この6つにアレルギー対策と地産地消の推進を加え、8施策を重点としていましたが、アレルギー対策については、食品関連事業者の表示に対する認識が高まり、立入時の違反件数が減っていることから、骨子案では重点施策としないこととしています。また地産地消の推進については、長年取組みを行い、広く認知度が高まったことなどから、骨子案では重点施策としないこととして考えています。

資料1の裏面をご覧ください。骨子案の体系図になります。ここまでご説明した内容について、おさらいになります。1番上に記載しているとおり、目標は第4期計画を踏襲し、「すべての県民とのコラボレーションにより、「将来にわたって安全で安心な食生活ができる岐阜県」の実現を目指します。」です。施策の方向についても第4期計画を踏襲し、施策の方向1が「食品等の安全性の確保」、施策の方向2が「食品に対する安心感の向上」、施策の方向3が「将来にわたる安全な食生活の確保」です。

次に基本的施策です。左側の2重線の枠で記載しているものになります。施策の方向1は4つの基本的施策、「コンプライアンスの推進」、「HACCPの取組みの推進」、「監視指導・検査の推進」、「危機管理体制の構築」で構成されます。このうち「HACCPの取組みの推進」については、第4期計画では「自主衛生管理の推

進」としていましたが、今回変更しております。

施策の方向2は3つの基本的施策、「リスクコミュニケーションの推進」、「食品の安全・安心に関する教育の推進」、「食品の安全に関する各認定制度の活用」で構成されます。

施策の方向3は3つの基本的施策、「県内産農畜産物の生産・消費の推進」、「食品の安全を支える調査研究の推進」、「食品の安全を守る人材の確保」で構成されます。

それぞれ具体的に、合計25の施策を位置付けています。このうち「コンプライアンスの周知啓発の推進」、「HACCPの適正運用の推進」、「食中毒対策」、「食品表示対策」、「双方向のリスクコミュニケーション」、「学校等における食品安全教育の推進」の6つの施策を重点施策として取り組んでいきたいと考えています。

資料1の表面の右側中段に記載しておりますが、前回の協議会でいただいたご意見を踏まえて、第5期計画に新たに記載する事項について、ご説明いたします。

HACCPの取組みの推進に向けて、食品等事業者が衛生管理の記録を、デジタルツールを用いて容易に管理できるよう、アプリによるHACCPに沿った衛生管理の実施を支援していきます。また、消費者に対し研修会の実施やリーフレットの発行等によりHACCPの理解を深めます。

各種検査についてですが、県内外の検査実績の解析や食品の生産・流通等の実態を考慮したうえで、取捨選択して実施していきます。

リスクコミュニケーションに係るイベントについて、集合形式での開催を継続しつつ、オンライン形式も取り入れて、参加者の増加を図っていきます。

インターネット上で食品を購入する際の留意点について、講習会の実施やリーフレットの発行等により、消費者教育を実施していきます。

食品安全に関する県民アンケート調査について、中高生も含め、より幅広い年代からの意見を収集していきます。

SDGsの理念を計画に反映します。

進捗の評価方法ですが、第5期計画も第4期計画と同様に、各施策の進捗状況を的確に評価するため、年度毎の指標を設定することとします。

資料2をご覧ください。ここまでの、新しい計画の骨子案について、主に第4期計画と比較しながら説明しましたが、説明していない課題や取組み方針がありますので、改めて全体を通じて基本的施策の概要を説明したいと思います。

資料2は基本的施策について、課題と取組みの方針を記載しています。左の欄が課題、右の欄が取組みの方針になります。このうち網掛け箇所が、新たな事項になります。

「施策の方向1 食品等の安全性の確保」の「1 コンプライアンスの推進」についてです。食品関連事業者のコンプライアンスの欠如による利益優先や損失回避の意識、関係法令の理解不足を原因とする、食品に関する様々な問題は根絶してい

ない状況です。食品関連事業者に対し、講習会、Webなどを活用し周知啓発を行っていきます。

「2 HACCPの取組みの推進」です。HACCPの取組みについては、ここまでの説明のとおりですが、消費者の理解を深めていくことが重要であることから、研修会の実施やリーフレットの発行等により、消費者のHACCPへの理解を深めることとしています。点線の枠の中の記載は、この基本的施策「HACCPの取組みの推進」に位置付けるのではなく、施策の方向2の「1 リスクコミュニケーションの推進」、また、同じく施策の方向2の「2 食品の安全・安心に関する教育の推進」に位置付けて実施していくということです。

2ページをご覧ください。「3 監視指導・検査の推進」です。監視指導や食品の検査を実施し、生産から販売に至るまでの各段階で食品の安全性の確保を図っていくことは重要です。この食品安全行動基本計画とは別に、毎年度、食品衛生監視指導計画を作成し、効果的に監視指導を実施しています。具体的には、アレルギー、農薬、食品添加物、遺伝子組換え食品、環境汚染物質・環境因子、動物用医薬品、健康食品、輸入食品、食品廃棄物について監視指導・検査を実施し、食品の安全性の確保を図っていきます。この検査にあたっては、検査結果や流通状況などをしっかり解析し、取捨選択をして実施していきます。

次に「4 危機管理体制の構築」です。食品の流通は広域化、複雑化しており、食品関連事故の大規模化や、予測困難な事故が発生する可能性があります。食品による健康被害の未然防止や拡大防止のため、事業者に情報を迅速、正確に提供する必要があります。また、大規模災害発生時においても食品の安全性を確保していかなければなりません。取組み方針としては、食品関連事故に備えて整備した様々なマニュアルについて、適宜見直しを行い、関係職員に周知していきます。また前回の協議会で、こうした事故に備えて訓練をしていくべきであるとのことがありました。すでに東海北陸広域連携協議会という、厚労省や東海北陸の各県と政令市で構成された組織が設置されておりますので、情報共有し、同一感染源による広域な食中毒などを早期に発見する体制を構築するとともに、訓練も実施していきたいと考えています。事業者への情報提供については、食品安全情報メールで迅速、かつ正確に情報を提供していきたいと考えています。また、大規模災害発生時の避難所における食中毒防止や食物アレルギーの対応について、避難所を設置する市町村に呼び掛けていきます。

3ページをご覧ください。「施策の方向2 食品に対する安心感の向上」の「1 リスクコミュニケーションの推進」についてです。リスクコミュニケーションについては、シンポジウム、セミナーなどで、開催方法を工夫して参加者を増やし、県の取組みをPRするとともに、県民からのご意見をしっかり聴取し、双方向のリスクコミュニケーションを構築していきます。

「2 食品の安全・安心に関する教育の推進」についてです。やはり、未来を担

う子どもたちに対し、食品の安全に関して正しい知識を身に付けていただくことは重要です。消費者教育も重要であると考えており、HACCP、食中毒、食品表示の他に、インターネット上で食品を購入する際の留意点についても、周知啓発が必要です。子どもたちには、手洗い教室、ジュニア食品安全クイズ大会、学校等の先生や保護者を対象とした講習会の実施、消費者向けには、出前講座、リーフレットやWEBなどを活用し、情報提供をしていきます。

「3 食品の安全に関する各認定制度の普及推進」です。県では岐阜県HACCP導入施設認定制度、ぎふ食と健康応援店、ぎふ清流GAP評価制度、ぎふジビエ登録制度などの制度があります。こうした食品の安全に係る制度について、認定数を増加させるとともに、消費者に対し認定取得事業者の取組みを紹介していきます。

4 ページをご覧ください。「施策の方向3 将来にわたる安全な食生活の確保」の「1 県内産農畜産物の生産・消費の推進」です。将来にわたり、県内産の安全・安心な農畜産物を生産するために、環境にやさしい農畜産業や適正な生産管理が必要になります。また、消費者の地産地消への関心が高まっています。有機農業やGAPをはじめとした環境にやさしい農業について支援するとともに、担い手の育成に努めていきます。また、県内産農畜産物の販売店の拡充や学校給食の利用促進により、地産地消を推進していきます。

「2 食品の安全を支える調査研究の推進」についてです。食品の監視指導業務や検査業務に携わる職員は、その技術や検査手法の向上などについて調査研究を行い、その成果を有効に活用していく必要があります。引き続き、有意義な調査研究を行い、実際の現場に還元していきます。

「3 食品の安全を守る人材の確保」についてです。食品の安全性に携わる行政の職員は、常に最新の知識や技術を習得し、専門性をもって業務を行うことが重要です。また、事業者についても知識や技術が習得できるよう支援していく必要があります。行政の職員に対しては、研修会などで計画的に教育訓練を行っていきます。また、事業者に対しては、情報提供や助言などを行い、人材の育成を支援していきます。

以上が事務局で作成した第5期計画の骨子案の説明になります。この骨子案に対するご意見をいただくうえで、参考にしていただく資料をご用意いたしましたので、少し説明をさせていただきます。

まずは、前回の協議会でいただいたご意見の中で、インターネット販売における健康増進法違反となる虚偽誇大広告の監視について検討すべきとのご意見に関し、説明させていただきます。いろいろと検討したのですが、県が指導できるのは県内事業者に限られるため、現状としては消費者の方々に満足いただけるような成果を上げられる事業を実施するのは難しいという状況でした。現在は消費者庁で、監視指導を実施していますので、紹介させていただきます。

参考資料2をご覧ください。消費者庁では、インターネットで販売されている健康食品等を継続的に監視、指導しています。次のページをご覧ください。方法は、ロボット型全文検索システムを用いてキーワード検索をし、違反が疑われるものを抽出し、指導しています。令和4年7月から9月については、脳梗塞、認知機能、アトピー、免疫力、不眠症、足痩せ、美白などの表現をキーワードとして検索し、206事業者、207商品を指導しています。

下の表をご覧ください。令和3年度には735事業者、760商品について指導しています。インターネット販売については、健康増進法に限らず、食品表示法上もいろいろと課題があり、国際的にも問題となっていることから、国際規格を定めようとする動きもあるようです。こうした国際的な動きを踏まえて消費者庁も検討を始めており、こうした動きを注視しながら、将来的には県も体制整備を行っていく必要があると考えています。

それから、参考資料3ですが、今年度の食品の安全性に関するアンケート調査の結果をまとめましたので、配布しております。1ページの食品への安心感についてですが、「非常に安心」と答えた方が6.6%、「どちらかといえば安心」が49.5%で、合わせて56.1%でした。令和3年度が55.0%でしたので、1.1ポイント上昇しています。「非常に不安」、「どちらかといえば不安」については合わせて15.7%で、令和3年度は16.9%でしたので、1.2ポイント減少しています。少しですが、県民の食品への安心感は向上しているかと思えます。

最後に参考資料4についてです。先日の協議会で、地産地消への取組みについて教えてほしいとのご意見がありましたので、資料を用意いたしました。農産物流通課から説明いたします。

#### 【総山地産地消係長（農産物流通課）】

農産物流通課の総山と申します。よろしくお願いいいたします。

県の方では、地産地消を進めるといところで、県民運動というような形で進めさせていただいております。生産者の方、販売事業者の方、流通事業者の方、そして消費者の皆様方、県民全体で積極的に地産地消に取り組むという動きになるよう、取組みをさせていただいているところがございます。

参考資料4につきましては、「地産地消ぎふ応援団」という形で、県民の皆様、事業者の皆様に登録していただいて、積極的に地産地消に取り組んでいただくことを進めております。令和5年の1月末現在で、1,460件の事業者或いは消費者の皆様にご参加いただいております。県の方ではこのような応援団の募集をはじめ、専用Webサイトを用いた地産地消のPR、或いは販売事業者様のご協力をいただきながら年4回「地産地消フェア」という形で、消費者の皆様方に地産地消の大切さをPRし、農家の方の応援をさせていただいているところでございます。

簡単ではございますが、農産物流通課からの説明とさせていただきます。



**【安江食品安全推進室長（生活衛生課）】**

事務局からの説明は以上になります。

**【矢部会長】**

ご説明ありがとうございました。それではただいまの説明を受けまして、あらかじめ資料等ご覧いただいているかと思いますが、委員の皆様方からのご意見を伺ってまいりたいと思います。

今回示されました第5期計画の骨子案についてのご意見や、ご指摘などをご自由に発言していただきたいと思います。それでは通例にならしまして、お1人おおよそ4分程度で自由に議論していただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。まずは消費者側からお願いいたします。

**【佐藤委員】**

皆さんこんにちは。全岐阜県生協連の佐藤と申します。今日はよろしく願いいたします。骨子案の説明ありがとうございました。全体的には賛成の立場で発言をしたいと思っております。

まず基本目標や施策の方向、計画の期間については、現計画を継続し発展させていく、という方向性でよろしいのではないかと考えております。

施策の方向は3つということですが、1つ目の食品等の安全性の確保につきましては、この数年にわたる消費者食品安全行政における多大なる努力の到達点として、非常に高いレベルを維持できているのではないかと考えます。むしろこれからは、食品に対する安心感の向上と、今、食糧安全保障の関心も高まっておりますが、将来にわたる安全な食生活の確保を、施策の中で位置付けて取り組んでいくことが重要なかと考えております。

今ご報告あった中で、第5期に向けた主な課題として、HACCPに関して完全に定着したとは言えない状況があるという評価の中で、次期計画ではHACCPの取組みの推進ということになっておりますが、確かに推進ということは重要である一方で、零細や中小の事業者の皆さんも含めて、定着をさらに図っていくという視点も持ち続けることが重要ではないかなと考えております。

また、コロナ禍は大分収束しつつありますが、併せて最近の物価の高騰、原材料の高騰などもこれからまだ続くと思われまますので、事業者の方が損失回避のためにコンプライアンスの遵守を怠りがちになってしまう状況を作っていくないように、行政としては監視をするとともに、必要な援助を行っていただくということが重要ではないかなと思われました。

また地産地消は重点からは落ちていますが、1月に生協の店舗で「ぎふ清流GAPフェア」の取組みを、全農さんの協力もいただきながら、県と一緒に実施しました。Pepper（ペッパー）くんにも来ていただいて、子どもにも大変好評のフ

エアとなったと聞いておりますので、子どもを含め幅広い年代層の方にわかりやすい形で地産地消の取組みを進めていけるといいと思います。

ぎふクリーン農業も定着にはなかなか年数がかかったのですが、このぎふ清流GAPも定着していくためには、コツコツと推進をしていくしかないと思っております。私たちも協力させていただきますのでぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

#### 【矢部会長】

基本的施策の中で今回謳われているHACCPの取組みの推進について、もうすでに法律としては施行されている段階ですが、現実的にはやはりまだまだ定着できていないところもあり、取組みとして完全ではないというところがあるかというご指摘かと思ひますが、このことにつきまして、事務局から補足があればよろしくお願ひいたします。

#### 【安江食品安全推進室長（生活衛生課）】

大きな事業者では、HACCPの実践は取引にも必要ということから、定着が進んでいるという一方で、おっしゃるとおり、やはり中小の事業者や、高齢な方々、家族経営でやられている方々には、本当に寄り添ってやっていかなければいけないという状況です。その中で、現状をよくわかっている食品衛生協会と連携しながら、丁寧にあきらめないようにやっていくしかないと思ひます。

#### 【矢部会長】

もう1点、ただいまのご意見で、物価の高騰が止まらないといった社会情勢の中で、基本的施策の1番目としても掲げられていますが、行政としてのコンプライアンスの推進というところでも管理徹底をお願ひしたいというご意見がありました。

#### 【安江食品安全推進室長（生活衛生課）】

私たちも、この計画で1番大事なものはコンプライアンスだと認識しております。コンプライアンスをきちっとやれていれば、ほとんどのことがうまくいくように思ひます。偽装のようなことがあれば無通告でお店に立入をして、厳しく監視指導し、必要があれば指示・公表等も含めて厳正に対処していきたくと思ひます。

#### 【小藪委員】

基本的施策についてはすべて賛成です。それぞれの方向性や施策について、すべての人が責任を持って進めていただけると、大変うれしく思ひます。

**【矢部会長】**

今回、新しい取組みとして行われることも含め、皆さんにしっかり取り組んでもらえればと思います。

**【河野委員】**

私もまず安全、それから次に安心ということで、計画については了解しているところです。

私が1番気にかけているのは地産地消の推進です。ガソリン代も高騰していることから、なるべく県内・地元のものを使っていきたいと心がけながら、私たちも暮らしているところです。先ほども事務局でおっしゃったところですが、農業生産者の高齢化ということで、次の世代の継いでいく人たちの育成ということからも、作っている方が安心して従事できるような体制にしていけるように、もっともっと地産地消の推進をしていけたらいいなと考えているところです。

是非とも、プラスアルファの何か良い施策があれば、いいなと漠然と思っています。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

**【矢部会長】**

地産地消の推進の徹底についてご意見いただきました。冒頭の事務局からの説明にもありましたように、第4期では重点施策として地産地消の推進が挙げられていた中で、今回は外れたということです。かといって軽んじているわけではなく、取り立てて重点にというよりはむしろ、「地産地消ぎふ応援団」等といった形で、常日頃から取り組んでいくということで、重点からは外れているという理解ですが、そのことについて事務局から補足がありましたらよろしく願います。

**【安江食品安全推進室長（生活衛生課）】**

地産地消については、食品等の安全性の確保には位置付けず、将来にわたる安全な食生活の確保の中に位置付けています。県内産の安全安心な農畜産物の生産、環境にやさしい農畜産業や適正な生産管理を確保し、そういった農畜産物を安定的に供給していくという趣旨のものです。

この計画では、県内に流通する食品はすべて安全であるということを目指しています。したがって、県内産だから安全だとか、輸入だから安全でないということではありません。

地産地消に関しては、農政部の方でしっかりやっていくことは間違いないです。今回は重点施策を絞らせていただいたため、骨子案としては重点施策から外したということです。ただ、現段階で重点施策から外すと決まったわけではありませんので、本日の委員の皆さまのご意見を踏まえて、検討していくこともあります。

### 【矢部会長】

安全安心という点から、順番としては、地産地消だから安全安心ということではなくて、安全安心なものが地産地消だというようなことを、こういった取組みの中で進められるべきかと思います。全国の中で、岐阜のものは安全安心であるというふうに取り上げられるように推進していただければと思います。

### 【田中委員】

本日の議題は、第5期の食品安全行動基本計画の骨子案についてということですので、その趣旨に沿って発言をさせていただきたいと思います。

資料2の3ページ、施策の方向2の食品に対する安心感の向上で、2番目に食品の安全・安心に関する教育の推進があり、その中で学校等における食品安全教育の推進が重点施策となっています。このことについて、消費者代表として意見を述べさせていただきたいと思います。

この中では、インターネット上で食品を購入する際の留意点ということに、網掛けをしてスポットライトを当てているということで、その趣旨は、消費者が被害者にならないようにということに力点を置いてあるかと思います。これはこれで、確かに行政が指導すべきことであると私も理解しております。

今回岐阜県で、マスコミ等で報道されているように、食品店舗で不適切な行動があり、食の安全が損なわれる事態が起きているわけでございます。これによって、株価も大分下がったということで、経済的にも大変な打撃が出たということでありました。これは私が考えるに、安くてうまくてというビジネスモデルが崩壊した瞬間ではないかなと思います。世界中にこの行為が発信されたそうで、日本の寿司文化が傷つけられたのではないかということでもありますので、この食品の安全・安心に関する教育の推進という記載自体が、適切であるかどうかをもう1回、再検討をして欲しいなと思います。

私が言いたいのは、従来のこういった会議のスキームというのは、消費者、生産者、流通業者のトライアングルの中で、各々のエリアを守りながらお互い気をつけましょうねということが前提で行われています。ある意味、各エリアは性善説に立っているのです、相手の分野に対して気をつけてくださいということになっているのですが、消費者が消費者に対して、不適切な行為をするということは、前提から崩れていることですので、今回は、食品衛生の教育をもう少し考えて教育現場で推進できるように、具体的にこの計画に書いてあるから教育現場でもやらなければならないと。計画が各現場に渡って、それを読んだ方々が書いてあるからやらないといけないというふうにならなければ、計画を立てる意味がありませんので。教育現場で使うためにはもう少し踏み込んだ記載が、必要ではないかと思いました。以上です。

**【矢部会長】**

ご意見ありがとうございました。ただいまのご意見の中では、直近の事件に対しまして、やはり教育の大切さ、特に学校等における食品安全教育の大切さということに関して、もう少し教育現場で実際に行えるような形の計画案になっているのかというご意見だったかと思えます。今回も重点施策として学校等における食品安全教育の推進が挙げられているわけですが。一方で、施策の方向2の中で、今回新たな取組みとしては、前回のご意見に基づいて、インターネット上で食品を購入する際の留意点についての周知啓発が挙げられているだけということになりますので、そのあたりで取組みの方針の中にももう少し踏み込んだ形で施策が必要ではないかというご意見だったかと思えますが。このご意見に対しまして事務局からコメントいただければと思います。

**【安江食品安全推進室長（生活衛生課）】**

消費者が消費者に対して不適切なことを行うという新しい視点で、対策を考えていかなければいけないということは、確かにおっしゃるとおりだと思います。どちらかという教育というよりも、コンプライアンスの推進を消費者にもやっていかなければいけないのかなとも思えます。2番の教育の推進の中に、消費者へのコンプライアンスの意識の向上をどこまで位置付けられるのか、今回の事例は食品に限らず教育そのものの話ですので非常に難しい問題とっております。

HACCPの取組みもそうですが、今回の件についても、事業者の苦労を踏みにじる行為だと思います。

そういったことを、具体的な施策としてどこに入れていくのかということ、今日ここで回答させていただくのは難しいので、新しい視点として教育委員会とも連携して検討させていただきたいと思えます。

消費者に対する、事業者のHACCPの取組みについての周知啓発の中で、事業者の苦労を消費者に伝えていくことも、こういったことを防ぐことにつながるのではないかと考えております。

**【矢部会長】**

ありがとうございました。ご意見、コメントございましたように、教育のところだけではなくて、コンプライアンスの推進の中にも、消費者に対してという視点も取り入れていかなければいけないということかと思えます。コンプライアンスですから、本来は生産者や企業側への視点ですけれども。

こういった事件は実は海外ではほぼ起こりえない事例です。なぜかといえば、起こしてしまえば、補償金等々莫大なものがありますので、ほぼ一生無駄にしてしまいます。海外ではそういったことを起こすという発想がないので、日本でしか起こりえないことだということで、今まさに海外に報じられているところです。そこは

確かに消費者へのコンプライアンスの浸透が、これからなのかなというところがあります。

また、ウィズコロナの新しい時代を迎えて、新しいことを考え、取り入れていけないといけない時代になっているのかなと思います。大変貴重なご意見ありがとうございました。

#### 【南谷委員】

消費者代表として、第5期の方針については賛成です。

ずっとこういう会議やお話をされているのを知らずに、今まで食べ物を口にしてきていて、こういう会議の上に成り立っているということを改めて実感をしました。

方針の中で、いろいろと周知徹底をしていくということでしたが、やはりリーフレットなどによる周知の効果はどれぐらいあるのかなと思いました。どの世代にどう訴えていくかということですが、やはり今、SNS等で情報を仕入れる世代が多くなっている中で、紙媒体も必要だと思いますが、違う媒体で仕掛けていくということも必要なのかなと思いました。こういった会議や食中毒の話題というのは、新聞社等のメディアをうまく使っていくのも1つの方法なのかなと感じました。

私は消費者ですが、アパレル会社で働いています。東京の三陽商会という服飾の会社が、「SANYO服福賞」といって、小学生を対象に服に関する作文や絵を募集して、表彰するという取組みをされていて、今年は過去最多の応募があったということが業界誌に載っていました。

ですので、教育もこちらから出向いて仕掛けるだけではなくて、もうちょっといろいろなところを巻き込んで、消費者からも、意見を取り出せるような取組みをしていけると良いかなと思いました。

#### 【矢部会長】

ありがとうございました。こういった周知啓発の取組みの中で、リーフレットを使っての周知がベースになろうかと思いますが。ただいまのご意見としましては、SNSであったり、メディアであったりというものをうまく使って、消費者など受け取り手側から積極的に参加していただけるような施策が今後大事ではないかということでした。

こういった新しい取組みの中でも、インターネットをどのように位置づけるかということで、今のご意見のようにうまく利用できないかということについて、コメント等ございましたらお願いします。

### 【安江食品安全推進室長（生活衛生課）】

SNSでいうと、実はFacebookはすでに活用しています。また、委員の皆様にもお送りさせていただいているように、食卓の安全・安心ニュースというもので、毎月情報発信をしているのですが、なかなか広く読んでいただけていないという状況です。PRをしっかりしていけないといけないので、例えばYouTubeなども取り入れていくなど、Web媒体を拡充していければと思っております。

リーフレットでは限界があり、なかなか読んでいただけないということもありますが、ただ逆にインターネットを使われていない方々もいらっしゃるので、リーフレットはリーフレットとしての役割があると考えています。いろいろな媒体を使って取り組んでいきたいと思えます。私たちもデジタルのテクニックがなかなかないので、県で行っている職員向けの講習会等で勉強しながら、進めていきます。

### 【矢部会長】

やはり新しいツールを活用してということになるかと思いますが、世代によってはもうすでにそれすら新しくなくなっているということもあります。現実としてはなかなか時代についていくには難しいところはあると思いますが、やはり追いついていかなければいけないということもあろうと思えます。ご対応よろしくお願ひできればと思えます。

それでは続きまして、生産者側からのご意見をいただきたいと思えます。

### 【西尾委員】

美濃酪連の西尾と申します。よろしくお願ひします。今回の岐阜県食品安全行動基本計画の骨子につきましては、賛成いたします。

その中で重点施策が6つありますが、1番目のコンプライアンスの周知啓発の推進はもう食品だけでなく、どんなものに関してもこれが基本にくると思えますので、これは当然のことと思えます。

それから、HACCPの適正運用の推進に関しては、私ども生産者の立場としては、当たり前なこととしてそれを前提に食品を作らなければならないと思っております。ただ大企業や小さな工場などいろいろなところがあり、やり方は違うかと思えます。まずはHACCPの認定を目指して、ただそこまでいかないのであれば、今回のようにHACCPに沿った衛生管理をやっていただくというところかと思えます。

認定を受けているところだと、毎年検証をされるかと思えますが、そうではない小さなところだとなかなか検証ができない。実際に記録すらしてないかもしれないし、記録していても本当にそのとおりにやってないかもしれない。そういったところの検証が、今後大事になるのではないかというふうに感じています。そういったところまで突っ込んで検証ができればいいですし、それをまた課題にして、次

に進めるのではないかと思いました。

**【矢部会長】**

ありがとうございました。コンプライアンスは当然のこととして、HACCPの適正運用の推進という中での監視や検証をというご意見だったかと思います。実質的に消費者にとっても、目の前の食品が安全安心で供給されているものだと無条件に思えるような環境を作るためには、実際の現場で、確かにズルをしていないということが重要ということなのです。

最初のご説明の中で、HACCPの検証については、ひとつひとつ大変な作業を事業者の方々をお願いするということですので、アプリで簡便化する方法も検討されているということでしたが、補足としてコメントいただければと思います。

**【安江食品安全推進室長（生活衛生課）】**

資料の2のHACCPの課題の中で、口頭では説明しませんでしたでしたが、PDCA（プラン・ドゥ・チェック・アクション）サイクルとあって、計画を立てて、実行して、チェックをして、問題があれば改善する、というサイクルをずっと続けてことが大事です。今までは導入していただくことを目的にやってきたのですが。来年度の食品衛生責任者のテキストにこの辺りのことをしっかり記載していきたいと思っています。基本的にはHACCPを導入していれば、細菌検査はいらないということですが、検証という意味で自主検査をしていただいて、その結果が悪ければどこに原因があるかということと、点検がどうして大事なのかということをしっかり説明して、何か問題があれば遡って解決することの重要性を、事業者の皆さんにしっかり伝えたいと思います。やはりとりあえずは導入していただければ結構ですが、導入して終わりではなく、どんどん改善していくのがHACCPだと思いますので、そういったことを啓発していきたいと思っています。

**【池田委員】**

岐阜県食品衛生協会の池田でございます。骨子案につきましては意見を取り入れられており、私は賛成をいたします。

HACCPにつきましては、当協会のほとんどの会員が当事者ということでございます。法改正が完全施行になりまして、HACCPの講習会のために当協会の専務理事が県下で27ヶ所を回りまして、業種ごとに講習会をやりました。コロナ禍でございましたので、会員を集めての講習会はなかなかできない場面もありました。零細のところにつきましては、1年のカレンダーに毎日の冷蔵庫の温度、手洗い、健康状態等の項目を書いて簡単に記録できるものがありますので、それを活用していただいております。まだ保健所の確認を受けるHACCP導入店の認定を取られていないところがございますけれども、これから進んでいくかと思っております。また中



小でも若い経営者のところは、パソコン等でHACCPの記録をできるアプリを採用しています。零細でおじいさんおばあさんがやられている小さいお店までは、やはりまだ指導が行き届いていないというのが現状でございます。

それから食中毒について、ここへ来てノロウイルス食中毒が増えています。改正食品衛生法では、手をかざすと流れる自動洗浄等（うでで水流を操作できる措置を含む）のように手洗い後の再汚染を防止できる手洗い設備でないと、営業許可の更新ができないということで、大分徹底してきました。コロナ対策としてよく使われているアルコール消毒液では効果がありませんので、やはりノロウイルス対策には手洗いが1番大事でございます、徹底をいたしております。

以前、小学校の低学年や幼稚園で講習会をやりますと、家へ帰っておばあちゃんに手を洗わないといけないよと伝えていただくなど、大変効果がありました。また多治見の方ですと、小学校で2学年に手洗いの講習会をやりましたら、インフルエンザが流行しても、講習会をやったクラスだけが学級閉鎖にならなかったということで、コロナでもインフルエンザでも、ウイルスにはやっぱり手洗いが重要ということです。マスクも予防効果がありますが、知らないうちに口や鼻を触って感染してしまうので、やはり手洗いが重要だということで、その徹底をいたしております。

それから地産地消について、岐阜県は海無し県ですので海魚の地産地消ということとはできないと思いますが、農業が大変盛んだと思っておりましたら、農産物も県内産のものだけでは賄えず、他県産のものも入ってきていると聞きました。どのぐらいの比率かわかれば教えていただければと思います。

#### 【総山地産地消係長（農産物流通課）】

全体の統計ではないのですが、量販店さんのご協力をいただいて、時期を特定して、その時期にどのぐらいの地産地消率があるかということは調べさせていただいております。令和3年度で48%という数字が出ておりますが、これは調査対象としたいくつかの量販店さんの、ある時期の売り上げですので、1年中ではないのですが、そういう指標は持っております。全体としての数字は掴んでおりません。

#### 【矢部会長】

ありがとうございました。現場としてHACCPの取組みをご苦労されていて、徐々に浸透して、改善されているということです。零細企業の特に高齢の方がされている事業者への浸透ということが今後の課題であると思いました。

またノロウイルス食中毒が増えてきたということで、コロナが余りにも世界的に広がってしまったので、何でもかんでもアルコール消毒すれば防げると勘違いされている方がたくさんいらっしゃいますが、膜でできているウイルスは防げますが、殻でできているノロウイルス等には効果がありません。そういう意味では、手洗い

であればどちらにも効果的だということは、まさに教育なのかりスクコミュニケーションなのかというところで、広めて行くということになろうかと思えます。ただいまのご意見にコメントいただければと思います。

#### 【安江食品安全推進室長（生活衛生課）】

ノロウイルスに関しては今年に入って県内で2件食中毒がありました。残念ながら従業員からノロウイルスが検出されていますので、従業員が食品にノロウイルスをつけてお客さんに出してしまった事例だと考えています。

アルコールはノロウイルスには効きませんが、塩素系消毒薬であれば効果がありますが、手洗いには使用できませんので、石鹸でしっかりと手を洗うという基本に立ち戻ってもらわないといけないと思います。

これまでも周知してきたわけですが、なかなかまだ一部浸透できていないところもありますので、引き続き周知していきたいと思えます。

#### 【藤塚委員】

全農岐阜県本部の藤塚でございます。前回欠席させていただきまして申し訳ございません。今年度からこの委員になりましたのでよろしくお願いいたします。骨子案につきましては、特に意見もなく賛成であります。

そのような中で意見として1つありますのは、私どものJAグループとしましては、安全で新鮮な県内産農畜産物を県民の皆様に安定的に供給することを使命だと思っております。直近、諸外国のいろいろな情勢等もありまして、輸入がいつ途絶えるかといったリスクもあろうかと思えます。そんな中で、私どもJAグループとしましては、地産地消といったところを重点的に今取り組んでおります。

私今日、右側にバッチをつけておりますが、地産地消ではなくて地消地産だという名目で、岐阜県のJAグループの職員がそれをつけて推進をしているというような状況であります。

今回、地産地消が重点から外れたと言う事があります。重点に戻してくれというようなことはありませんが、本日も各委員から地産地消に関する意見も出ておりますので、重きを持って取り組んでいただければというふうに考えております。以上です。

#### 【矢部会長】

ありがとうございました。この計画の取組みとして地産地消、地消地産は重点施策からは外れているということですが、そこを軽んじるということではなく、参考資料4のように、また新たな形で浸透を図るということになろうかと思えますが、補足で何かございますか。

**【安江食品安全推進室長（生活衛生課）】**

県の施策として地産地消を軽んじることは全くありませんので、食品の安全安心に関するこの計画でも、重点からは外れておりますがもちろん取り組んでいきます。地産地消については、他の計画に位置付けがありますので担当課からご説明いただければと思います。

**【総山地産地消係長（農産物流通課）】**

県の農政部では、「ぎふ農業・農村基本計画」というものを定め、今、中間見直しをしているところでございますが、地産地消の推進はさらに重要度を増しているという中で、そちらの方にはしっかり記載していくという方向で進めさせていただいております。これからも手を緩めることなく、しっかり推進していきたいというふうに考えております。よろしくお願ひいたします。

**【矢部会長】**

ありがとうございました。それでは続きまして、流通業者側からご意見をいただければと思います。

**【国富委員】**

今回ご説明いただいた食品安全行動基本計画の骨子案や方向性に関しては全く同意をいたします。

重点施策に関して、計画として5年のスパンがある中で、随時入れ替えていくという形で推進されるのかと思いますが、実際に法改正の動きがいくつかあって、アレルギーに関してはクルミの表示義務化や、遺伝子組換え食品の表示が厳しくなること、添加物のガイドラインも示されたというところで、そのあたりは食品表示対策ということで対策されるのでしょうか。それとも猶予期間が切れた完全施行の段階でそれぞれを重点施策に位置付けるのか、ということに関して教えていただければと思います。

また、インターネット上で販売される食品の監視について、今回いただいた説明については確かにそうだなと思いますが、例えば健康食品等の表示というところ、当然インターネットだけではなく、店頭やチラシ、我々物販や流通業者だけでなく飲食店等も見られると思います。そういった店頭での監視はどう考えられるのかなというところがあります。当然インターネットで使われている表示があれば、店頭でもそのまま使うということを考える方もいるかと思いますが、この辺りに関しての監視指導も検討されるといいのかなと思いました。

HACCPの適正運用に関しては、確かにHACCPという言葉としてなかなか定着していないということがあります。我々は流通業者といいながらも工場を持っています。今、食品安全の認証資格を取得されているところが急激に増えている

という実態があります。この認定を取ると、毎年毎年監査をしていくということで、更新監査を受けることで強制的にだんだんとレベルアップしていくことになっています。実際に認定をとられた事業者さんをヒアリングさせていただくと、効果があった、クレームが減ったということで、県の方の認定についても同じようにステップアップできる場所があると、認定をとる側としても信頼感が生まれて非常に良いのではないかと思います。

インターネットに関して、消費者さんの情報のとり方という、先ほども議論がありました。例えばふるさと納税の返礼品に関してアンケートを取るといったように、まんべんなく広げるよりは、岐阜そのものに関心がある人に対してアプローチしていくのではないかと思います。地産地消も含めてですが、岐阜のブランドがありますので、ブランドを貶めるような書き込みをどのように解消されるのか。食品安全の話とは別になってしまいますが、そのあたりは県としてどのように考えられているのかということを感じた次第です。

#### 【矢部会長】

いくつか事務局へのご質問がありましたが、まず法改正に伴ってというところで、アレルギー、遺伝子組換え、添加物等について本施行に変わってから、重点の中に組み込まれるのかどうかということについて。当然この第5期食品安全行動基本計画の期間の途中で本施行されることになるかと思いますが、その辺りについてお聞かせいただければと思います。

#### 【安江食品安全推進室長（生活衛生課）】

アレルギー表示等に関しては、重点施策とした食品表示対策の中でしっかりとやっています。

中間見直しに関しては、毎年度、この協議会でも取組みの状況を報告して、中間見直しがそもそも必要かどうかということも含め、必要があれば重点施策についても、計画そのものについても見直しを行います。過去、4期までの計画では、3回で中間見直しをしています。

#### 【矢部会長】

2点目の健康食品等の監視について、冒頭の説明ではインターネット上での監視のお話を中心だったかと思いますが、当然店頭にも並んでいるものについても監視が必要ではないかというご意見でした。

それとHACCPの認定後のステップアップについても、コメントいただければと思います。

**【安江食品安全推進室長（生活衛生課）】**

インターネット以外としては、先日お話があった道の駅や、スーパーや飲食店にも表示の立入に行きます。ただ法律が幅広く、担当者1人では確認しきれないので、食品衛生法、食品表示法、健康増進法、景品表示法、薬事法それぞれの担当と一緒に多法令から監視をするということで、合同立入を実施しております。現行計画では年間600件という合同立入の目標を立てており、令和3年度までの3年間で累計1,800件という目標に対して、実績は約2,400件ということで目標を達成しています。農林水産省から提供される各自治体の立入件数のデータによると、他県ではここまではやっていないようで、この近辺ではかなりの件数を監視しています。また、インターネット上の表示については、全く確認をしてないわけではなく、県内に流通する食品で不適切な表示が店頭等があれば、インターネットでも同様の表示がされてないかどうかを確認しております。

それから、HACCPの認定後のステップアップについて。HACCPが義務化されたことに伴い、多くの県では認定制度をやめていますが、岐阜県では続けております。もちろん事業者の目標になるというメリットもありますし、認定制度がなくなると高度な衛生管理をやっているところに立入をして、我々が勉強する機会も減ってしまいますから、そういう意味でも続けています。認定後にさらにステップアップしていけると良いというのは本当におっしゃるとおりで、難しいかもしれませんが検討させていただきます。確かにそういうことができるのと県の取組みに活きるのではないかと、この場でご回答はできませんが、いいお考えだと思いますので検討させていただきます。

ふるさと納税や岐阜というブランドのお話について、お土産品等の県が推奨するものについては、その表示に問題がないか我々としても確認をしております。

**【池上食品安全対策係長（生活衛生課）】**

県産品の認定については他の課が主体となっておりますが、認定の際に当課に表示の確認依頼がございまして、食品表示法、米トレーサビリティ法、健康増進法に関する部分について、問題がないということを確認しております。県のブランドについては関係課で連携して、確認をしているところでございます。

**【安江食品安全推進室長（生活衛生課）】**

ふるさと納税の返礼品については、市町村が絡んで概ねしっかりとやっていますが、表示がすべて完璧かという点、たまに不適切なものが見つかることもあります。ふるさと納税に関するインターネット監視についてもどういふことができるか検討をし始めているところです。食品表示に関する講習会を市町村のふるさと納税担当者を対象に実施するという点も、できることの1つかと考えています。

### 【後藤委員】

皆様こんにちは。岐阜県栄養士会の後藤です。よろしくお願いたします。

第5期の岐阜県食品安全行動基本計画の骨子案については賛成いたします。食品安全について、特に食品というのは、今日ここに県庁のそれぞれの課の方が来ていらっしゃるという大変幅広い中で、この重点施策6つに絞られたということは、本当に委員の皆様の意見を取り入れていらっしゃるということで賛成いたします。

3番目の食中毒対策について、前回の会議で、岐阜県は海無し県でありながらアニサキス食中毒が多いということに私も少し驚きまして、自分の周りの方にも聞いてみると、コロナ対策で屋内よりも屋外に出る方が多くなったようです。その中で海釣りにいって、釣りをされる方はアニサキスのことはよくご存知ですが、大漁でそれを知り合いにおすそ分けするということに、よくよく聞いていると冷凍をせず生のままお刺身で食べる方がいるということでした。鶏肉の生食によるカンピロバクター食中毒のことも話題になっていましたが、今まで、そういったリスクがあるということを見たり聞いたりして知っていたものが、生活様式が少し変わったことで、改めて周知していかなければいけないのかなと感じています。ここに書いてあるように食中毒対策は大事なことで、周知啓発は続けていかなければならないことかなと思いました。

それから食品表示のことですが、わたくしは中学校に勤めておりますので、給食の時にやはり誤食による食物アレルギーのことを大変気にしています。私がいる市ではないですが、卵にアレルギーがある児童生徒が、卵の表示がないものを食べたのに発症してしまったということがありました。よくよく表示を見たら、卵という表示ではなくて卵の商品名が書いてあり、なかなか見慣れない言葉で見落としてしまったということもあるので、やはり正しい表示をすることが重要だと感じました。卵の商品名ではなくて、卵、鶏卵などと書くのが本来だと思いますが。少しでも自分のところの特性を生かした商品をとということで、製造者の方の気持ちは大変理解できますが、食品が多様化しているので、そういった正しい表示も大事になってくるのかなと考えております。

6番目の学校等における食品安全教育の推進について。前回も家庭科の授業の中で食品表示を見る単元があるというお話をさせていただきましたが、今の子どもたちは教科書よりも、インターネットや動画を見て、知識を入れる、知識を作るということが多いようで、それが必ずしも正しいものなのか。出所が全く不明なものがある、それによって食品安全もそうですが、食事の摂り方でも、今のその成長期には違うのではないかなと思うこともありますので、やはり正しく教えていく必要もあるのかなと感じております。

この計画からはちょっと外れますが、先日うちの学校で、学校ではお菓子等は持ってきて食べてはいけないのですが、コンビニで売っていた食用のコオロギを持ってきて食べたということで、ちょっと問題になっていました。そして担任の先生が

私のところに、食べられるコオロギがいるのかということで聞きに来られましたので、食用のコオロギがいるということと、この先食糧危機で世界的な飢餓や食糧不足になった時に、タンパク源としてはコオロギだけではなく昆虫食が注目されているということをお伝えしました。岐阜県も昔から昆虫を食べるという習慣がありますが、そういったことも、これからは教えていかなければいけないのかなと感じながら過ごしていたところです。

本当にたくさんある中で、まとめていただいております。以上です。

#### 【矢部会長】

ありがとうございます。重点施策を中心にご意見いただきました。

特に食中毒に関しては実際に起こると話題にもなりますし、被害等々、当事者の方々への影響は非常に大きいと思います。先ほど少し話題に出ていましたが、寿司屋さんの寿司ネタで、本来「鮭」というのは寿司ネタには無いわけですが、「鮭」を寿司ネタにできるようにしたものが、いわゆる伝統的な寿司ネタではないという意味で「サーモン」という名前で売られています。今の世界中の寿司屋さんで1番人気なのがその「サーモン」ということで、それが本当に和食なのかどうかということも含めて、いろいろ教育としては大変だと思います。昆虫食もそういう意味では、コオロギを食べている地域があるかどうかわかりませが、もともと伝統的にイナゴ等々、昆虫食をしている地域以外のところからすれば、新しい食ということになりますので。

アニサキス食中毒対策を海釣りする人は知っていても、おすそ分けをされる側は知らないという意味では、情報をどのように伝えていくか、これも教育なのか、リスクコミュニケーションなのかということと、おそらく生涯教育という中での浸透を図っていかなければならないのかなと思います。今のご意見に対してコメントいただければと思います。

#### 【安江食品安全推進室長（生活衛生課）】

参考資料3の5ページをご覧ください。今回実施したアンケートの中で、初めての試みですが、私たちが消費者の方に、何をターゲットに伝えるべきかをとこの参考にさせていただくために、「食中毒についてどの程度知っていますか」という質問をしています。やはり最近、報道等されていることもあり、アニサキスは約5割の方が原因、症状、予防方法まで知っているということで、もう少し低いのかなと思っておりましたので意外な結果でした。認知度が上がってきているのかなと思います。

一方で認知度が低いのがカンピロバクターでした。鶏肉の生食は危ないという意識が無く、新鮮であれば生で食べてもいいと思っているせいかと考えていますが、

カンピロバクターがどういう菌か、新鮮なほど危ないですから、そういったことがわかれば鶏肉を生で食べるということをやめると思っていますので。アニサキスについても、この結果が高いと満足はしておりませんので、引き続き周知啓発を行っていかねばいけないと思っております。アンケートで毎年しっかり調査して、施策に反映したいと思っております。

アレルギーについてもお話がありました。学校給食のアレルギー対策は確かに課題であり、重点から外すのも悩みました。ただ学校給食の関係者の方には一生懸命取り組んでいただいております、ほとんどが大丈夫なのに1回ミスをするとなんて報道されて大変なことになりますので、今も事業をやっています。私たちもこうした事業でしっかりと支援していきたいと考えています。

今のご質問ではないですが、さきほど国富委員のお話の中でホテル・旅館・飲食店の表示の監視についてご質問がありました。以前、偽装表示もありましたので、年間100件という目標を立てて、合同で監視しております。実績として、令和2年度は91件でしたので目標を達成していませんが、毎年100件程度監視をしております。

#### 【矢部会長】

それでは皆様のご意見すべてお伺いしたところですが、最後に私の方からコメントさせていただきます。

今回重点施策を6つに絞り、優先的に取り組んでいくということで、先ほど話題になりましたアレルギー対策と地産地消の推進という2つが外れて、重点ではなくなったということです。重点でないから軽んずるということではないのは、コメントの中にもございましたが、重点にしなくても良い施策がどんどん増えていく方が、本来こういった基本計画の骨子案としては、いい姿なのかなと思います。また基本的に、やっていないから重点的に取り組むということになってしまわないように、十分に対策が練られている中で、まだ足りないところをくまなく取りこぼさなくやっていくということになろうかと思っております。

施策の方向が1、2、3とある中で、今回、第5期ということですが、食品安全としては、区切られた期間の中でうまくやればよいというものではありませんので、3番目の将来にわたる安全な食生活の確保を、常日頃からどれだけ浸透させられるかということが重要かと思っております。その中では冒頭にもありましたSDGsの推進についても、直接的に食品安全とは絡まない、ピンとこない部分もあるのかもしれませんが、ただ、例えば3番目の将来にわたる安全な食生活の確保という中の、県内産農畜産物の生産・消費の推進という施策で、有機農業やGAPを推進していくということがありました。ややもすると健康食品との関係で、有機野菜やGAPで作られた農産物は健康にいいというような、誤ったというとまた語弊がありますが、そういった情報が流れていくということが出てくるかもしれません。



やはり、SDGsの推進と合わせて考えれば、取組みの方針としてしっかり書かれています。環境にやさしい農業という意味で、有機農業、GAPというものを推進することによって、将来にわたる子ども、孫の世代に安全な食品を供給するという意味で非常に重要な取組みで、もちろん生産者の方々には非常に大変な苦勞強いるということはあるかと思いますが。むしろ、例えばGAPであれば、今現在は海外からしか入ってこないという状態になっておりますので、それが日本の中から、まさに安全なものが供給できるという意味での地産地消が推進できれば、そういう取組みに向かっていく基本計画になっているといいのかなと思います。区切られた期間の中でというよりは、長い目でも見て、やっていければというふうに思いました。

**【矢部会長】**

その他、全体を聞いた上で、何かご意見等ございましたらいただければと思います。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは今後のスケジュールについて事務局からご説明いただければと思います。のでよろしくお願いたします。

**【安江食品安全推進室長（生活衛生課）】**

資料3をご覧ください。今年度については第2回の協議会でご意見をいただいて骨子案を作成し、今日ご報告させていただきました。今日いただいたご意見を参考にさせていただき、この骨子案に基づいてこれから実際の計画案を作成させていただきます。

4月に県庁の関係課に、具体的な施策について照会をかけます。7月に県庁内の関係課で構成する、食品安全・安心推進連絡会議において、計画概要版の案を報告します。そのあと皆様方には8月の令和5年度第1回の食品安全対策協議会において、計画の概要版を報告させていただきます。そこでいただいたご意見を反映しながら計画の案を作成し、10月の第2回食品安全対策協議会で報告させていただきます。その後、県下5圏域で開催する意見交換会や、パブリックコメントも実施して、関係者や消費者を含めた県民の皆様のご意見を聴取します。パブリックコメントの結果と合わせて、計画の最終案を2月の食品安全対策協議会で皆様に報告させていただきます。

最後に、計画を3月の議会に報告するという流れになります。以上です。

**【矢部会長】**

ありがとうございます。それでは本日、第5期食品安全行動基本計画骨子案について、委員の皆様からご意見をいただいたところでございますが、その他としまして何かご意見等よろしいでしょうか。

それではこの基本計画について今スケジュールのご説明ありましたように、次回は8月に計画概要版が出てまいりまして、計画案を作成していくということです。今日の骨子案については、概ね皆様からは賛成ということでご意見いただいたかと思いますが、まだ細部に至ってはご意見をいただいて、修正等々していく必要があるかと思えます。ちょうど1年後ということになります。来年の第3回協議会において、完成を目指していきたいと思えますので、引き続きご協力のほどよろしくお願ひいたします。

それでは議事はすべて終了いたしましたので、事務局にお返しいたします。

**【池上食品安全対策係長（生活衛生課）】**

皆様どうもありがとうございました。以上をもちまして、第3回の食品安全対策協議会を終了させていただきます。先ほども申し上げましたとおり、次回、令和5年度第1回協議会は8月頃の開催を予定しておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

委員の皆様、本日はどうもありがとうございました。それでは気をつけてお帰りください。